

業 務 仕 様 書

1. 件名

町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託

2. 目的

この事業は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に基づき、町田市（以下「甲」という。）の「基本的な生活習慣に課題がある」「社会との関わりに不安がある」「意欲があるものの就労に結びついていない」といった就労や自立が困難な、生活保護受給者及び生活困窮者、将来的に生活が困難となる恐れのある者等に対して受託者（以下「乙」という。）が、就労準備支援事業による継続的かつ一貫した支援を適切に実施することにより、一般就労が可能な状態とすることを目的とする。

3. 実施期間

2023年10月1日から2026年9月30日まで。（長期継続契約）

4. 履行場所

東京都町田市内及びその周辺

5. 対象者

本仕様の対象者は以下のとおりとする。

(1) 生活保護受給者においては、就労に阻害要因がないものの、対人関係や社会参加に不安がある等、直ちに就労することが難しく、支援を必要とする者。

(2) 生活困窮者においては、就労に阻害要因がないものの、対人関係や社会参加に不安がある等、直ちに就労することが難しく、支援を必要としており、次のいずれかに該当する者。

ア 次の要件のいずれにも該当する者

(I) 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準額に基づく額を合算した額以下であること。

(II) 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

イ アに準ずる者として、次のいずれかに該当する者

(I) 資産収入要件のうち、把握することが困難なものがあること。

(II) 前号に該当しない者であるが、今後該当するものとなる恐れがあること。

(III) 町田市が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 生活保護受給者、生活困窮者に該当しない者であっても、町田市が当該事業による支援が必要と認める者。

6. 支援内容

(1) 支援項目

- ア 生活習慣や生活環境、健康を改善するための日常生活自立支援
- イ 自尊感情や自己肯定感を取り戻し、孤立しがちな対象者の社会との関わりをつなぎ直すための社会生活自立支援
- ウ 一般就労に向けた基礎的技法や知識を習得し、体験するための就労自立支援

(2) 事業所の設置

本事業に係る支援及びその他業務を実施するための事業所(以下「事務所」という。)を設置する。設置にあたっては甲の許可を得ること。なお、事務所の場所は町田市内とし、できるだけ交通の便が良く、町田市役所から近いところに設置すること。加えて、事務所内は次の要件を満たすこと。

- ア セミナーや軽作業等が可能なフリースペース 1室以上
- イ 個別面談室 2室以上
- ウ 事業を円滑に実施可能な面積(60㎡以上。満たない場合は市と協議のうえ決定する)

(3) 支援の実施方法

(1) ア～ウに掲げる支援を実現するため、次の支援を実施すること。ただし、そのほかの支援の実施を妨げるものではない。

- ア 訪問による相談支援
- イ 事務所等における相談支援
- ウ 利用者の家族に対する相談支援
- エ 関係機関への同行支援
- オ 平日の日中利用することができるフリースペースの運営
- カ セミナー等の開催
(例：コミュニケーション、ビジネスマナー、PC操作)
- キ 市民との協働によるボランティア活動の実施
- ク 就労体験先の開拓及びあっせん
- ケ 関係機関等との協力及び福祉専門職との連携

(4) アプローチの方法

利用者の状態に応じ、次のアプローチを行うこと。アプローチは必要に応じ関係機関等と連携を図りながら実施すること。

- ア 他者とのコミュニケーションに強い不安があるなど、外出することが困難な者に対しては、訪問による相談支援を中心に行い、信頼関係の構築や事務所への通所が出来るようになることを目指すこと。
- イ 外出することに特段の困難がない者に対しては、事務所等での相談支援を中心に、日常生活や社会生活および就労のための基礎能力の向上を目指すこと。

(5) 就労準備支援プログラム計画書・評価書の作成

利用者の抱える課題に対して、前項の支援メニューを組み合わせることで就労準備支援プログラム計画書を作成し実施すること。また、計画書に基づき評価書を作成する。

(6) 福祉専門職との連携

支援の実施及び就労準備支援プログラムの作成は、必要に応じ、障がい者等への就労支援により培ったアセスメント技術等のノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を活用すること。

(7) 支援期間

支援期間は、1年以内の範囲で、利用者の状況に応じて設定すること。

(8) 支援終了者へのフォロー

一般就労等により本事業の支援を要しなくなった者の中で、引き続き本事業の利用を望む者に対しては、就労定着を目的として引き続き3か月間の支援や施設の利用を可能とする。

7. 受託体制

(1) 人員配置

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有し、厚生労働省が実施する養成研修を修了した就労準備支援員を配置すること。なお、就労準備支援員1名が担当する利用者は25名以内とすること。

イ 福祉専門職の知識や技術を活用できる体制を構築すること。

(2) 利用者数

定員を70名とし、利用者の状況に応じて通所型、訪問型とする。また、この定員のうち生活保護受給者を50名、生活困窮者等を20名とする。なお、上記定員については必要に応じて弾力的に運用する。

(3) 実施日・時間

ア 実施日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。）。

イ 実施時間

午前8時30分から午後5時まで（支援に必要な場合に乙が状況に応じて設定することを妨げないものとする。）。

(4) 支援報告

乙は、支援を行った月の翌月15日までに支援の実施状況を甲に報告するとともに、必要に応じて支援内容について市と協議すること。また、甲の求めにあつては、日報、週報の報告を行うこと。

(5) 支援の連携

就労支援員、ハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、利用者のニーズに沿った支援を行うこと。

(6) 連絡会議

乙は、定期的に甲との連絡会議を実施すること。

(7) 報告、調査への協力

乙は、国や都、関係する団体等からの各種調査に対し、甲の指示に基づき必要な情報の提供、資料の作成を行うこと。

(8) 利用者の保険

乙は、支援の際に発生する事故等を想定し、利用者に係る傷害・賠償責任保険等に加入しなければならない。

8. 委託料の支払い

月払い（年12回）とする。

9. 注意事項

甲が、業務の履行検査に基づき業務の改善を要求した場合は、乙は、人員配置を含め業務の見直しを行うものとする。

10. 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

11. 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、町田市個人情報保護条例、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

12. その他

この仕様書に疑義があるとき又はその他協議の必要が生じたときは、その都度、甲と乙とで協議する。